

平成 29 年第 1 回野洲市議会定例会提出案件

1 新年度予算 12 件

- 議第 1 号 平成 29 年度野洲市一般会計予算
- 議第 2 号 平成 29 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 3 号 平成 29 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 4 号 平成 29 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 5 号 平成 29 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 6 号 平成 29 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 7 号 平成 29 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 8 号 平成 29 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 9 号 平成 29 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 10 号 平成 29 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 11 号 平成 29 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 12 号 平成 29 年度野洲市病院事業会計予算

2 補正予算 6 件

- 議第 13 号 平成 28 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)

①予算額

- ・補正前予算額 21,200,690 千円
- ・補正額 Δ 415,660 千円
- ・補正後予算額 20,785,030 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・個人市民税の増額(43,483 千円)と主要法人の減収による法人市民税の減額(Δ 377,568 千円)
- ・普通交付税の調整額復活に伴う追加交付による増額(8,245 千円)
- ・障害者地域生活支援事業の交付決定により国庫補助金(Δ 20,804 千円)、県補助金(Δ 10,402 千円)の減額
- ・補助対象者の申請取りやめにより、県補助金の強い農業づくり交付金の皆減(Δ 37,800 千円)
- ・市有地の財産処分に伴う不動産売払収入の増額(23,951 千円)
- ・財政調整基金繰入金の取崩し減額(Δ 370,000 千円)、減債基金の取り崩し減額(Δ 250,000 千円)、公共施設等整備基金の取崩し皆減(Δ 140,000 千円)
- ・法人市民税法人税割額の減収による歳入落ち込みを補い安定した財政運営を行うため減収補填債を発行(970,000 千円)

【歳出】

- ・新発達支援センター施設整備現行計画の取りやめにより、実施設計委託の減額

(△14,116 千円)

- ・ゆきはたこども園施設整備に係る工事監理委託及び工事請負費の入札残額を減額 (△11,000 千円)
- ・学童保育所運営に係る指定管理料の決算見込みによる減額 (△33,070 千円)
- ・新クリーンセンターに係る長期包括運営委託の本稼働までの期間分の減額及び入札残額の減額 (△37,849 千円) とその期間中における市本来経費負担を精算し事業者への補填金を計上 (29,397 千円)
- ・補助対象者が大型専用機械の導入に係る申請を見送りしたことから、強い農業づくり交付金について皆減 (△37,800 千円)
- ・野洲駅北口広場整備に係る社会資本整備総合交付金の交付決定の減額により対象事業費を精査し工事請負費を減額 (△75,000 千円)
- ・土地開発基金で長期間保有している土地について、取得経緯等が明らかになったため買戻しに係る経費を計上 (52,054 千円)

□議第 14 号 平成 28 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 5,810,606 千円
- ・補正額 △87,193 千円
- ・補正後予算額 5,723,413 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・国民健康保険税の決算見込みによる一般被保険者と退職被保険者ともに保険税を減額 (△77,000 千円)
- ・療養給付費等負担金の交付決定見込みによる減額 (△132,000 千円)
- ・前期高齢者交付金の額の確定により増額 (110,217 千円)
- ・保険財政共同安定化事業の交付金の額の確定に伴う減額 (△133,612 千円)
- ・保険税の減収分について、財政調整基金の取崩しにより対応を図る。(80,000 千円)

【歳出】

- ・出産育児一時金が見込みを上回って推移していることに伴う増額 (5,040 千円)
- ・高額療養費共同事業拠出金の額の確定に伴う増額 (3,407 千円)
- ・保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定に伴う減額 (△87,012 千円)

□議第 15 号 平成 28 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 511,074 千円
- ・補正額 △830 千円
- ・補正後予算額 510,244 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減額（△981 千円）

【歳出】

- ・保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の減額（△981 千円）

□議第 16 号 平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

①予算額

- ・補正前予算額 3, 9 0 9, 5 9 6 千円
- ・補正額 △ 1 4 6, 7 6 7 千円
- ・補正後予算額 3, 7 6 2, 8 2 9 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・施設介護サービス給付費等の減額に伴う介護給付費負担金の減額（国：△24,613 千円、支払基金：△63,853 千円、県：△20,323 千円）
- ・介護保険法改正に伴うシステム改修業務に係る国庫補助金の計上（330 千円）

【歳出】

- ・認定調査業務について、システム構築に係る対象経費の見直しにより事務委託料の皆減（△9,009 千円）
- ・居宅介護サービス給付費について、サービス給付見込量の減少に伴う減額（△134,000 千円）
- ・地域密着型介護サービス給付費について、サービス給付見込量の増加に伴う増額（63,959 千円）

□議第 17 号 平成 28 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 2, 0 6 9, 9 2 1 千円
- ・補正額 1 7 1, 1 3 4 千円
- ・補正後予算額 2, 2 4 1, 0 5 5 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・公共下水道管渠築造事業に係る国庫補助金の増額（51,000 千円）
- ・農業集落排水施設の公共下水道統合業務に係る守山市負担金の増額（16,091 千円）
- ・琵琶湖流域下水道湖南中部地区第 7 期経営計画に係る収支剰余金の計上（52,774 千円）

【歳出】

- ・平成 28 年度申告額の確定による消費税納税不足分の増額（29,694 千円）
- ・公共下水道への接続管渠整備工事として、野田地区第 1 工区及び野田地区第 2 工区に係る工事請負費の増額（141,440 千円）

□議第 18 号 平成 28 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第 1 号)

①予算額

・補正前予算額	13,878千円
・補正額	0千円
・補正後予算額	13,878千円

②補正の概要

【歳入】

- ・石部頭首工管理負担金の事業費変更に伴う負担金の減額（△330千円）
- ・事業費及び補助金額の変更に伴う県補助金の増額（330千円）

3 条例の制定・改廃 15件

□議第 19 号 野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、改正後の農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき、条例を制定する。併せて野洲市農業委員会に関する条例を廃止する。

- ①定数 26 人
- ②施行日 平成 29 年 7 月 20 日

□議第 20 号 野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、平成 29 年 5 月 30 日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。

- ①概要
 - ・準用規定の追加による文言の追加（第 2 条第 5 号）
 - ・条ずれによる引用条項の改正（第 24 条第 3 項）
 - ・見出しに係る改正（第 44 条・第 45 条）
- ②施行日 平成 29 年 5 月 30 日（見出しに係る改正は、公布の日）

□議第 21 号 野洲市くらし支えあい条例の一部を改正する条例

申請書の記載事項並びに登録手続などを簡素化することで、事業者の負担軽減と行政コストの削減を図り、また、登録事業者に関する情報提供を充実させるため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 22 号 野洲市防災センター条例の一部を改正する条例

野洲市総合防災センターの管理及び運営に当たり、施設の利用に関する規定を追加し、より適正な管理及び運営に資するため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 23 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法が改正され、新たに「養子縁組里親」が定義付けされたことに伴い、所要の改正を行う。

施行日 平成 29 年 4 月 1 日

□議第 24 号 野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、自己啓発等休業を取得した職員が職務復帰する際の号給の調整を行う日について、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 25 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成 28 年 11 月 28 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- (1) 個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の 2 年半延長
- (2) 軽自動車税のグリーン化特例の特例措置の適用期限の 1 年延長
- (3) 現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。
- (4) 法人市民税法人税割の税率を 3.7%引き下げ

②施行日 (1)・(2) 平成 29 年 4 月 1 日、その他は平成 31 年 10 月 1 日

□議第 26 号 野洲市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例

施設の利用許可の規定を追加し、適正な施設管理を行うため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 27 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成 29 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・第 1 号被保険者の保険料の決定に用いる合計所得金額について、租税特別措置法に規定する特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から当該特別控除額を控除する。

②施行日 平成 29 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、これまで県が指定・監督する居宅サービスから市

が指定・監督する地域密着型サービスへと移行するため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 29 号 野洲市野洲駅自由通路昇降機条例の一部を改正する条例

野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事に伴い、昇降機が増えることから、所要の改正を行う。

施行日 平成 29 年 3 月 28 日

□議第 30 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

七間場自治会の区域内の開発行為に伴い、帰属を受けた公園を野洲市地域ふれあい公園とするため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 31 号 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年の人事院勧告を踏まえ、新たに介護時間として、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得することを可能とすることを定めたことから、介護時間を取得した場合、給与の減額を行うことが必要となるため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 32 号 野洲市空き家の適正管理に関する条例を廃止する条例

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 5 月 26 日に全面施行され、条例で規定した空き家の適正管理の内容が法律において包含されることとなったため、当該条例を廃止する。

施行日 公布の日

□議第 33 号 野洲市青少年問題協議会条例を廃止する条例

野洲市子育て支援会議をはじめ、子どもをとりまく諸問題について議論される会議が数々創設され、青少年問題を包括した枠組みが再構築されている現状から、野洲市青少年問題協議会はその役割を終えたと判断し、当該条例を廃止する。

施行日 平成 29 年 4 月 1 日

4 その他 2 件

□議第 34 号 相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについて

災害等による財産の損害に対する相互救済事業を委託することにつき、地方自治法第 263 条の 2 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

①対象の財産…市の所有又は占有に属する財産で必要なもの

②対象の災害等…火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来・衝突・倒壊、車両の衝突・接触、騒じょう・労働争議・これらに類似する集団威嚇行動に伴う暴力、破壊行為、風災・水災、雪災、土砂崩れ

による損害のてん補

- ③委託先…東京都千代田区平河町2丁目4番1号
公益社団法人全国市有物件災害共済会

□議第 35 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

- ・認定路線…富波中島2号線

5 人事案件 2件

□議第 36 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
さとう ひろこ 佐藤 裕子 (新)		

※任期 平成29年7月1日から平成32年6月30日 (3年間)

□議第 37 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
たなか じゅんこ 田中 順子 (新)		

※任期 平成29年7月1日から平成32年6月30日 (3年間)